

芦 監 報 第 2 1 号

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎
同 松 木 義 昭

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、定期監査（事務監査）を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）
- II 監査の対象 平成26年4月1日から平成26年10月31日までの企画部，総務部，総務部（財務担当），消防本部及び会計管理者所管の監査対象事務について，当該事務が法令に準拠し，適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として，収入事務を重点項目として抽出により実施した。
- [企画部]
企画課，情報政策課，広報国際交流課，市民参画課
- [総務部]
文書統計課，人事課，職員課，用地管財課，契約検査課
- [総務部（財務担当）]
財政課，課税課，債権管理課
- [消防本部]
総務課
- [会計管理者]
会計課
- III 監査の期間 平成26年12月1日から平成27年2月23日まで
- IV 監査の実施要領 監査の実施にあたっては，歳入予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め，関係職員からの説明を聴取するとともに，文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

企画部

[企画課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

企画課の組織は、課長1名、係長1名、主査1名及び一般事務職1名の合計4名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、政策の企画及び総合調整、広域行政、管理会議、庁議及び庁内調整会議、市議会質問通告、文化振興基本計画の策定及び調整、阪神・淡路大震災20周年事業に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
財産収入	3,000	1,844	1,844	0	100.00
寄附金	0	200,000	200,000	0	100.00
繰入金	2,000,000	0	0	0	—
諸収入	0	80,220	80,220	0	100.00
計	2,003,000	282,064	282,064	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 芦屋フェニックス基金寄附金について、感謝状贈呈の決裁はあるが寄附採納の決裁のないもの及び起案文書に寄附金受入先の費目が記載されていない決裁があったので改められたい。
- (2) 到達文書の收受処理について、收受日付印を備えておらず收受日付印を押印していないので、文書取扱規程第23条に基づいて適正に処理されたい。
- (3) 文書管理システムにおいて、文書收受の際「受」で設定されていない文書や收受供覧時に新たに文書番号を設定せず、「受」のまま供覧している文書が散見されたので適正に処理されたい。

企画部

[情報政策課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

情報政策課の組織は、課長1名、係長1名、一般事務職1名の合計3名が配属されている。

事務事業としては、行政情報化に係る計画及び調整、地域情報化に係る研究及び調整、情報ネットワークシステム、住民情報システムの調整に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
使用料及び手数料	115,000	115,200	115,200	0	100.00
諸収入	4,968,000	0	0	0	—
計	5,083,000	115,200	115,200	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 到達文書の收受処理について、收受日付印を備えておらず收受日付印を押印していないので、文書取扱規程第23条に基づいて適正に処理されたい。
- (2) 文書管理システムにおいて、收受文書に文書番号のない文書や「受」で設定されていない文書番号で收受処理されている文書及び收受文書を供覧する際「受」のまま供覧している文書が散見されたので適正に処理されたい。

企画部

[広報国際交流課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

広報国際交流課の組織は、課長1名、係長2名及び一般事務職2名の合計5名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）3名が配置されている。

事務事業としては、広報に係る計画及び調整、広報紙、市勢要覧その他広報刊行物、ホームページの制作、国際交流に係る総合調整及び推進、潮芦屋交流センターに関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	85,000	49,547	49,547	0	100.00
諸収入	7,102,000	3,045,350	3,045,350	0	100.00
計	7,187,000	3,094,897	3,094,897	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 潮芦屋交流センター施設目的外使用料について、収入日に調定しているが、財務会計規則第25条で「歳入を収納する原因が生じたとき」に調定を行うことになっているので、職員通勤車両の駐車料については、使用許可期間中の合計額を許可した日に、行政財産の目的外使用についても許可した日に調定するよう改められたい。また、刊行物等広告収入のうち、ホームページバナー広告収入についても収入日で調定していたが、掲載の許可をした日で調定するよう改められたい。
- (2) 潮芦屋交流センター光回線使用料は、保健福祉センターのインターネット回線を使用しており、保健福祉センターからの請求に基づき指定管理者に請求しているが、収入日で調定するのでなく、請求の日を調定日とするよう改められたい。
- (3) 到達文書の收受処理について、收受日付印を備えておらず收受日付印を押印していないので、文書取扱規程第23条に基づいて適正に処理されたい。
- (4) 文書管理システムにおいて、文書番号を設定せずに收受処理している文書及び「受」の設定でない文書番号で收受処理している文書が散見されたので適正に処理されたい。

企画部

[市民参画課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

市民参画課の組織は、課長1名、課長補佐1名及び一般事務職2名の合計4名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、市民参画・協働、あしや市民活動センター、コミュニティの推進、自治会等の地縁団体、集会所の設置及び管理、ボランティア等に係る総合調整に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	13,000	14,181	14,181	0	100.00
財産収入	82,000	41,041	41,041	0	100.00
諸収入	828,000	1,367,336	1,367,336	0	100.00
計	923,000	1,422,558	1,422,558	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 地区集会所施設目的外使用料及びあしや市民活動センター施設目的外使用料について、事後調定しているが、財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うことになっているので、使用の許可をした日を調定日とするよう改められたい。
- (2) 収受文書に収受日付印を押印すべきところ受付印で処理している文書が散見された。文書取扱規程第23条に基づき適正に処理されたい。

総務部

[文書統計課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

文書統計課の組織は、課長1名、係長1名、一般事務職2名、主席副技能長1名及び再任用職員（印刷技能職）1名の合計6名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助3名及び印刷作業補助1名）4名が配置されている。

事務事業としては、情報公開制度及び個人情報保護制度、公印、文書の收受、配布及び発送、文書の管理、国勢調査等統計調査、庁内印刷及び複写機の管理に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	10,000	10,800	10,800	0	100.00
県支出金	5,921,000	4,512,000	4,508,000	4,000	99.91
諸収入	8,854,000	3,683,321	4,031,686	-348,365	109.46
計	14,785,000	8,206,121	8,550,486	-344,365	104.20

3 指摘事項

- (1) 県支出金の市町交付金について、交付決定の通知文書の收受日が調定日となるが、その日を調定日としていないものが散見された。また、統計調査員確保対策事業委託金については、支払いに係る通知文書の到達後の日付で調定しているが、委託金の請求日が調定日となるので改められたい。
- (2) 諸収入の統計書等販売代金について、調定を毎月月末にしているが、財務会計規則第26条による事後調定に該当するので、収納の通知を受けた後、すみやかに調定するように改められたい。
- (3) 諸収入の庁内カラー印刷経費について、4月から7月分をまとめて10月27日付で振替依頼をしていたが、月次ごとに処理をするよう改められたい。
- (4) 調定伝票に係る起案文書について、起案日と決裁日は同日となるべきであるが、決裁日が起案日より後の日付になっているものが散見されたので、同日となるよう処理されたい。

総務部

[人事課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

人事課の組織は、課長1名、係長2名、主査2名、一般事務職4名の合計9名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）3名が配置されている。

事務事業としては、職員の人事、人材育成、研修、被災地の災害復旧・復興業務に係る長期派遣、臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員、執務環境及び健康管理、公務災害補償、共済組合、職員の福利厚生、組織及び定数に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
諸収入	15,035,000	525,620	414,120	111,500	78.79
計	15,035,000	525,620	414,120	111,500	78.79

3 指摘事項

- (1) 諸収入の地方公務員災害補償基金過年度精算金について、還付金通知文書の日付で調定していたが、文書を收受した日を調定日とされたい。また、還付金通知文書の收受処理について、收受日付印を備えておらず收受日付印を押印していないので、文書取扱規程第23条に基づいて適正に処理されたい。

総務部

[職員課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

職員課の組織は、課長1名、係長1名、一般事務職2名の合計4名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、人事及び給与制度、職員団体及び職員の労働組合その他労務管理、職員の給与及び報酬、臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
財産収入	48,000	18,313	18,313	0	100.00
諸収入	3,475,000	501,086	501,086	0	100.00
計	3,523,000	519,399	519,399	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 扶養親族(異動)認定申請書及び給与遡及明細書について、余白処理をしているが、起案内容の記載がなく単なる回覧と同様になり、決裁を受けたことにならないので改められたい。

総務部

[用地管財課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

用地管財課の組織は、課長1名、係長1名、一般事務職1名及び主席副技能長1名の合計4名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、公有財産の取得、管理、処分等の事務の総括、財産区財産の管理及び処分、庁舎の管理、市の区域及び境界、物品の管理、補修及び不用処分、車両の管理統括、宅地造成事業に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
分担金及び負担金	500,000,000	0	0	0	—
使用料及び手数料	3,820,000	2,672,525	2,660,525	12,000	99.55
国庫支出金	19,550,000	0	0	0	—
財産収入	1,130,005,000	200,251,214	200,096,290	154,924	99.92
繰入金	1,269,000,000	0	0	0	—
諸収入	15,198,000	2,733,906	2,827,646	-93,740	103.43
計	2,937,573,000	205,657,645	205,584,461	73,184	99.96

[宅地造成事業特別会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
財産収入	181,000,000	171,900,000	168,550,000	3,350,000	98.05
繰入金	31,000,000	0	0	0	—
諸収入	0	443,460	443,460	0	100.00
計	212,000,000	172,343,460	168,993,460	3,350,000	98.06

[公共用地取得費特別会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
財産収入	84,000,000	0	0	0	—
繰入金	346,797,000	0	0	0	—
繰越金	1,000	6,129,604	6,129,604	0	100.00
諸収入	52,202,000	58,012,146	56,500,297	1,511,849	97.39
計	483,000,000	64,141,750	62,629,901	1,511,849	97.64

[打出・芦屋財産区共有財産会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
財産収入	8,398,000	9,873,278	9,873,278	0	100.00
繰越金	1,000	16,504,884	16,504,884	0	100.00
諸収入	1,000	260,888	260,888	0	100.00
計	8,400,000	26,639,050	26,639,050	0	100.00

[三条・津知財産区共有財産会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
財産収入	493,000	593,067	593,067	0	100.00
繰入金	1,000	0	0	0	—
繰越金	3,005,000	2,020,129	2,020,129	0	100.00
諸収入	1,000	0	0	0	—
計	3,500,000	2,613,196	2,613,196	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 行政情報コーナーにおける複写機利用料の収納事務委託について、当該利用料は私人の公金取扱いを定めた地方自治法施行令第158条第1項に規定する歳入に該当せず、収納事務を委託することはできないものである。よって、当該収納事務の委託を行わず、職員による収納を行うよう改められたい。
- (2) 行政情報コーナーにおける頒布資料販売代金の収納事務委託について、収納受託者が販売代金を受領し、指定金融機関に払い込むよう改められたい。

総務部

[契約検査課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

契約検査課の組織は、課長1名、主幹1名、係長1名、一般事務職2名の合計5名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、契約業務に係る調査、研究及び指導、指名参加願の処理、業者選定委員会、競争入札による契約、随意契約、物品調達、工事の検査に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
使用料及び手数料	1,000	0	0	0	—
諸収入	1,000	0	0	0	—
計	2,000	0	0	0	—

3 指摘事項

歳入予算執行状況等について、該当するものはなかった。

総務部(財務担当)

[財政課]

1 組織及び事務事業(平成26年10月31日現在)

財政課の組織は、課長1名及び主査4名の合計5名が配属され、さらに臨時的任用職員(事務補助)1名が配置されている。

事務事業としては、予算の編成及び執行管理、市債その他資金計画、地方交付税、財源確保、財政収支、財政の健全化に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況(歳入)

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位:円,%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
地方特例交付金	45,000,000	41,977,000	41,977,000	0	100.00
地方交付税	2,170,000,000	935,065,000	814,888,000	120,177,000	87.15
交通安全対策特別交付金	17,000,000	5,756,000	5,756,000	0	100.00
県支出金	629,000	4,576,340	4,576,340	0	100.00
財産収入	15,045,000	21,004,691	21,004,691	0	100.00
寄附金	108,894,000	615,000	615,000	0	100.00
繰入金	4,117,449,000	0	0	0	—
繰越金	380,879,746	906,699,522	906,699,522	0	100.00
諸収入	309,635,000	0	0	0	—
市債	4,209,800,000	0	0	0	—
計	11,374,331,746	1,915,693,553	1,795,516,553	120,177,000	93.73

3 指摘事項

- (1) 到達文書の收受処理について、收受日付印を備えておらず收受文書に收受日付印を押印していないので、文書取扱規程第23条の規定に基づき適正に処理されたい。
- (2) 文書管理システムによる收受及び起案について、收受登録がなされていないもの、收受登録の際の文書番号に「受」を設定していないものがあった。また、收受起案の際に文書番号を「受」のままで回議しているものや、同種の文書であるが保存先(保存情報)が異なるものが見受けられたので改められたい。

総務部(財務担当)

[課税課]

1 組織及び事務事業(平成26年10月31日現在)

課税課の組織は、課長1名、係長3名及び一般事務職22名の合計26名が配属され、さらに臨時的任用職員(事務補助)6名が配置されている。

事務事業としては、税制の調査及び研究、納税の普及宣伝、市税及び個人の県民税の調定、譲与税及び交付金、職務権限に基づく市税等の賦課、減免、徴収猶予、収納の確認、還付等、市税等に係る各種証明書の交付及び閲覧、市税等に対する不服申立て、個人の市民税及び県民税の賦課、減免、徴収猶予、収納の確認及び還付等、固定資産税及び都市計画税の賦課、減免、徴収猶予、収納の確認及び還付等、固定資産の調査及び評価、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況(歳入)

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位:円,%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
市税	21,351,834,000	22,574,578,303	13,838,898,802	8,735,679,501	61.30
地方譲与税	164,000,000	47,987,000	47,987,000	0	100.00
利子割交付金	81,000,000	33,604,000	33,604,000	0	100.00
配当割交付金	205,000,000	56,931,000	56,931,000	0	100.00
株式等譲渡所得割交付金	30,000,000	0	0	0	-
地方消費税交付金	775,288,000	471,620,000	471,620,000	0	100.00
ゴルフ場利用税交付金	3,000,000	1,514,765	1,514,765	0	100.00
自動車取得税交付金	27,000,000	9,219,000	9,219,000	0	100.00
使用料及び手数料	8,985,000	5,975,130	5,975,130	0	100.00
県支出金	172,452,000	98,384,222	98,384,222	0	100.00
諸収入	20,405,000	23,990,447	23,990,447	0	100.00
計	22,838,964,000	23,323,803,867	14,588,124,366	8,735,679,501	62.55

3 指摘事項

- (1) 調定伝票の納入者欄について、全てが納入者名でなく収入科目を記載していたので改められたい。

また、市税、譲与税及び交付金などの調定日について、全て月末となっているが、賦課課

税に係るものは賦課決定日に、譲与税や交付金は決定通知文書を収受した日に、申告納付された税などは会計管理者から収納の通知を受けた後すみやかに、調定するよう改められたい。

- (2) 各種譲与税や交付金の納入通知文書の収受処理について、受付印を押印して、そのまま決裁されることなく、ファイルに綴じられている。軽易と認める文書以外は必ず収受日付印を押印し、収受文書は文書管理システムによる収受登録をした後、収受起案なり収受供覧するよう改められたい。
- (3) 税務証明手数料について、申請者からの収納金を指定金融機関に払い込む際は、出納員名で納付書を作成し、申請者等の内容については納入金内訳欄に記載するよう改められたい。

総務(財務)部

[債権管理課]

1 組織及び事務事業(平成26年10月31日現在)

債権管理課の組織は、課長1名、係長2名、一般事務職6名及び再任用職員(一般事務職)2名の合計11名が配属され、さらに臨時的任用職員(事務補助)3名が配置されている。

事務事業としては、未収公債権(強制徴収公債権)及び市税等の納付督促、滞納処分、徴収猶予及び不納欠損処分に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況(歳入)

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位:円,%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
諸収入	1,200,000	161,311	161,311	0	100.00
計	1,200,000	161,311	161,311	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 督促状の発送について、ほとんど決裁処理が行われていない。また、決裁処理をしても余白処理で決裁が行われている。本来、督促状は時効中断の効力を持つとともに、滞納処分の前提となる重要なものであることから、発送処理を行う際は、文書管理システムによる決裁行為を行うよう改められたい。

消防本部

[総務課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

総務課の組織は、課長1名、課長補佐2名及び主任1名の合計4名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、条例、規則その他例規文書、公印及び文書管理、消防団の庶務、本部内の施策等に係る企画、調整及び進行管理、消防相互応援協定、職員の人事等、職員の給与、勤務時間その他勤務条件、職員の賞じゆつ及び公務災害補償、職員の福利厚生、安全衛生及び健康管理、職員の研修に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
使用料及び手数料	302,000	285,533	285,533	0	100.00
国庫支出金	12,157,000	0	0	0	—
県支出金	1,272,000	0	0	0	—
諸収入	5,242,000	680,031	684,031	-4,000	100.59
計	18,973,000	965,564	969,564	-4,000	100.41

3 指摘事項

- (1) 消防施設目的外使用料の調定の全てを事後調定や使用を許可した日以降を調定日としているが、職員通勤車両の駐車料については使用許可期間中の合計額を許可した日に調定し、行政財産の目的外使用についても許可した日に調定するよう改められたい。
- (2) 防火管理者講習テキスト代の受領について、出納員名で領収書を発行しているが、領収書控を簿冊から切り離して領収済通知書に綴じており、領収書の番号に欠番があった。書き損じた領収書も領収書控と一緒に簿冊のまま適正に保管するよう改められたい。また、収納金を指定金融機関に払い込む際は出納員名で納付書を作成し、受講者等の内容については内訳欄に記載されたい。
- (3) 消防団員退職報奨金の調定について、消防団公務災害補償等基金から入金があった日で調定しているが、基金への支払請求をした日で調定するよう改められたい。
- (4) 到達文書の收受について、收受日付印を備えているが收受文書に押印されていない。文書取扱規程に則り、收受文書に收受日付印を押印するよう改められたい。

会計管理者

[会計課]

1 組織及び事務事業（平成26年10月31日現在）

会計課の組織は、課長1名、一般事務職1名及び再任用職員（一般事務職）1名の合計3名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、現金、有価証券及び担保物の出納保管、小切手の振出し、支出命令の審査及び支出負担行為の確認、決算の調製、現金及び財産の記録管理、出納員等、指定金融機関、金融制度の調査及び研究に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年10月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
使用料及び手数料	3,000	0	0	0	—
諸収入	500,000	632,944	632,944	0	100.00
計	503,000	632,944	632,944	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 庁舎内目的外使用料について、使用許可の決裁文書において公印の使用承認を受けていたが使用許可書の発送処理が行われていなかった。また、使用料の調定及び納入も年度末に行うようになっているが、決裁が終われば申請者に対し使用許可書を交付するとともに、調定を行い、納入通知書を申請者に送付し、年度当初に納入させるように改められたい。
- (2) 歳計現金預金利子の調定日について、収入の日より前の日付で調定しているものが見受けられたが、財務会計規則第26条による事後調定に該当するので、収納の通知を受けた後、すみやかに調定するように改められたい。
- (3) 文書管理システムによる決裁後処理について、支出命令書整理事務委託契約の決裁の施行情報では文書の発送が不要となっている。契約書についても使送、郵送による発送が必要なため改められたい。

以上